

情報伝達の目的と必要性

令和8年5月29日

環境省近畿地方環境事務所 資源循環課



1. 情報伝達の目的（必要性）

- ・ 災害時は平常時のごみ（生活ごみ等）に加え、災害時特有の廃棄物（災害廃棄物等）が発生する。
- ・ 早期の復旧・復興を図るためには、災害廃棄物等を適正かつ円滑・迅速に処理し、住民の生活環境を整えることが重要である。
- ・ 生活ごみ等、災害廃棄物等の処理が市町村内で対応できない場合は、被災府県内の他自治体、もしくは被災府県外の自治体からの支援が必要となる。

1. 情報伝達の目的（必要性）

<被災市町村が府県に情報伝達を行う目的>

- A) 府県や環境省に被災や対応状況を提供し、必要に応じて支援を求めることにより、**他の市町村、府県、環境省等からの適切な支援を得ること。**
- B) 二次的には**環境省が災害補助金申請の可能性について把握するための情報を提供すること。**

<府県及び環境省への情報伝達の主な目的>

以下のa~cの3つの状況等を確認したうえで、d、eに記載する支援・受援に関して広域的に調整（マッチング）を行うこと

- a) 各市町村内の被災状況（廃棄物処理施設・浄化槽、家屋、収集運搬体制等）を確認
- b) 被災市町村の対応状況（生活ごみ等や災害廃棄物等の処理状況）を確認
- c) 府県が各府県域内、国がブロック内の被災市町村の支援の要否を確認
- d) **受援が必要な自治体の情報を整理・集約**して、支援・受援について検討・調整
- e) 被災市町村が支援を要する場合、**府県が各府県域内、環境省がブロック内の支援・受援を調整（マッチング）**

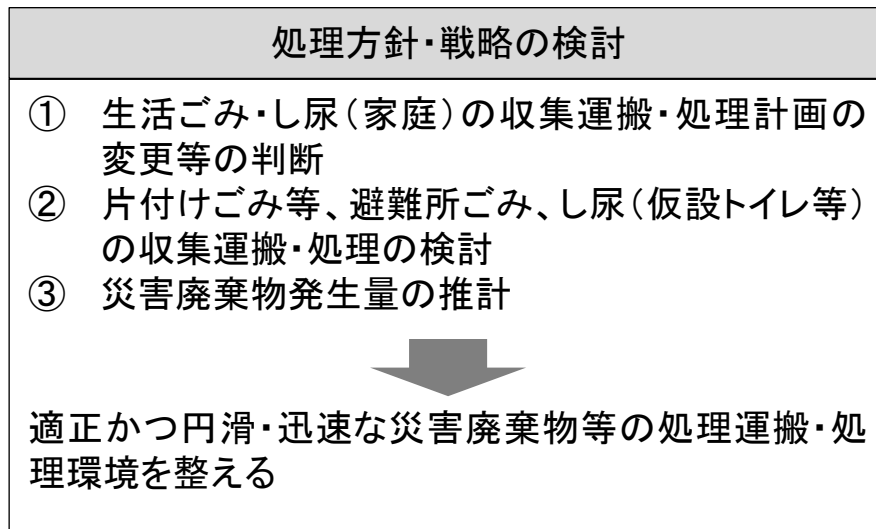
二次的な目的としては、f、gの2つ。

- f) 府県や国の関係部署（災害対策本部を含む）との情報共有・連携
- g) 環境省による災害補助金申請の可能性の把握

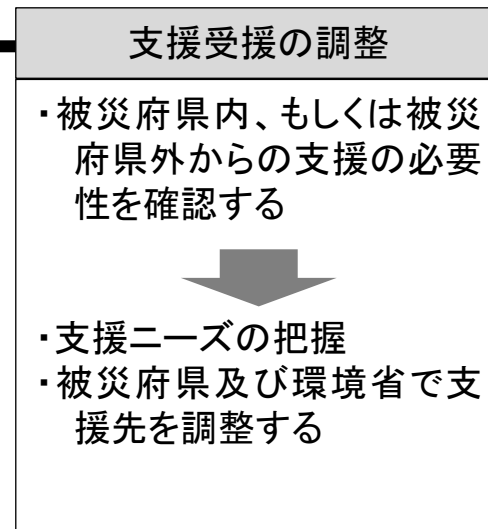
1. 情報伝達の目的（必要性）

- ・ 支援要請を受けた場合、被災府県・環境省は「支援先の調整」を行う。
- ・ 被災市町村は、被災府県・環境省から支援調整の結果や支援内容を受け、「処理方針・戦略の検討」を行う。
- ・ 被災府県・環境省は、被災や対応状況を庁内や省内の関係部署、災害対策本部等と情報共有・連携する。

■被災市町村の検討事項



■被災府県・環境省の検討事項



（支援が必要な場合）
支援調整内容の共有

情報伝達後の検討事項の流れ

2. 支援・受援の調整

- ・ 支援の必要性は被災状況の規模により変わる。
- ・ 情報伝達により「市町村対応」で処理が可能な場合は、支援の必要性がないことを確認する。
- ・ 「府県内連携」での処理が必要な場合、複数の被災市町村が発生すると、支援が可能な自治体が重なる、もしくは協定を締結している団体が重なり、一部の被災市町村で支援の開始が遅れる可能性がある。
- ・ そのため、支援が必要となる「府県内連携」以降では、被災内容（収集運搬体制や処理施設の被災状況）、被災範囲（必要な支援の大きさ）などの情報伝達（共有）を行い、適切な支援・受援の調整を行う必要がある。

2. 支援・受援の調整

被災状況による支援スキームの段階(ステージ)及び情報伝達内容

対応の段階		災害廃棄物処理への対応	府県、環境省の支援・受援の調整	情報伝達内容
市町村対応 (ステージ1)	通常処理	平時のごみ処理と同じスキームで対応。支援を必要としない。		・支援の必要がないこと
	仮置場設営	市町村がもつ事業継続力に加え、協定締結事業者の支援で対応する。		
府県内連携 (ステージ2)		従来 of 行政区域内だけでは対応が困難な被災市町村が、府県や府県内の近隣市町村の支援を受け、災害廃棄物処理を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村から支援依頼を受けた府県が、府県内の近隣市町村と支援調整を行う。 ・被災自治体が複数の場合は、支援先が重ならないよう調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要があること ・被災内容等
ブロック内連携 (ステージ3)		府県内だけでは対応が困難な被災市町村が、近畿ブロック内の他府県の支援を受け、災害廃棄物処理を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・被災府県から支援依頼を受けた近畿地方環境事務所が、近畿ブロック内の他府県を通じて、支援可能な市町村を調整する。 ・被災自治体が複数の場合は、支援先が重ならないよう調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時の処理体制の被災状況(処理施設、収集運搬体制) ・災害廃棄物処理で求める支援内容(処理施設、収集運搬体制)
ブロック間連携 (ステージ4)		近畿ブロック内が広く被災しており、近畿ブロック内だけでは対応が困難な災害廃棄物処理について、他の地域ブロックの支援を受けて進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・近畿地方環境事務所が環境省本省と他の地域ブロックからの支援を調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災規模と市町村体制(必要な支援の大きさの目安)

3. 必要な情報とその時期

3.1 発災時の初動対応と共有が必要な情報内容

- ・ 必要な情報の確認時期としては、「発災直後」と「支援・受援初動期（1週間）」での確認が重要となる。

① 「発災直後」

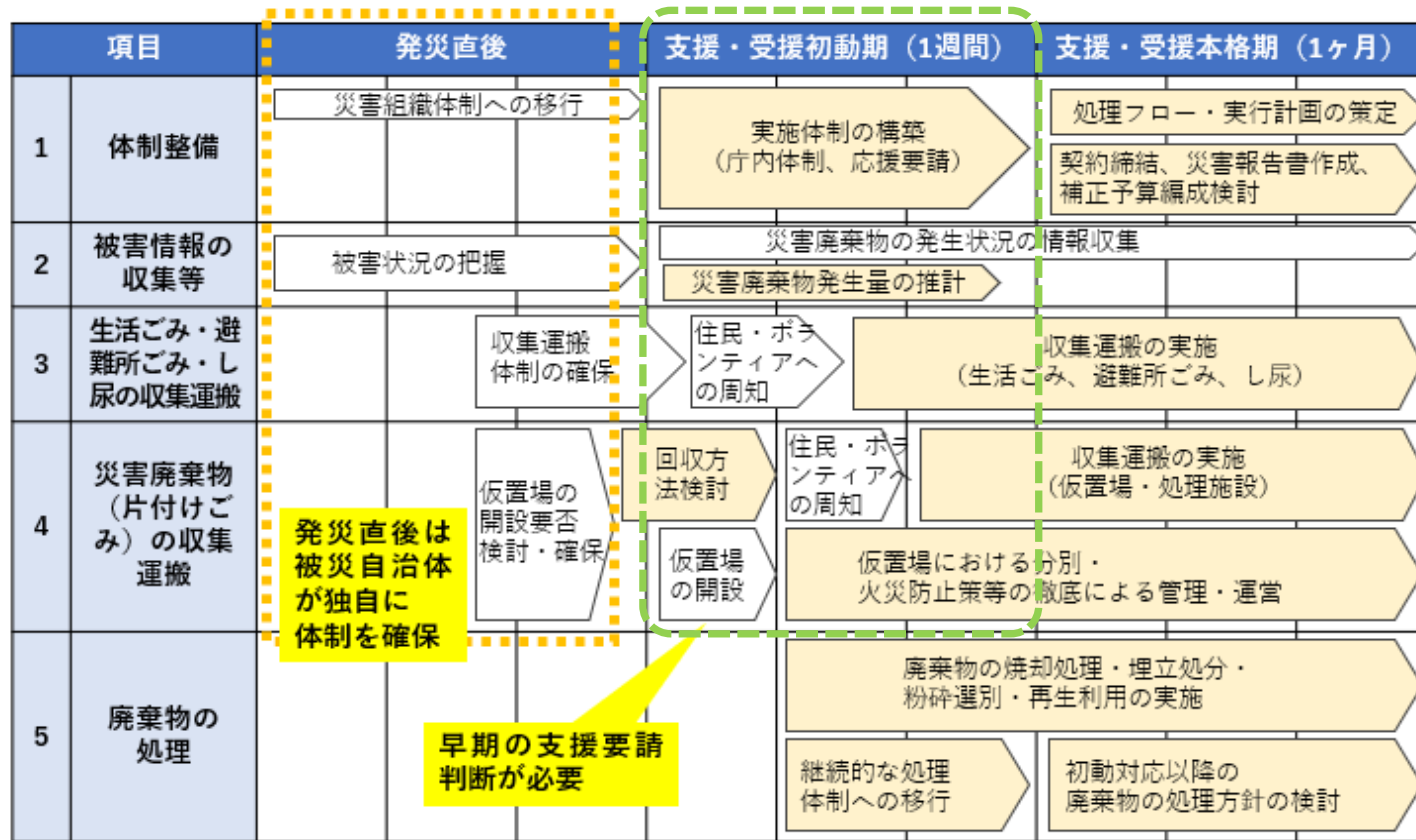
廃棄物処理施設・浄化槽、家屋、収集運搬体制等の被災状況の確認

② 「支援・受援初動期（1週間）」

収集運搬、仮置場等の被災状況・対応状況の確認

3. 必要な情報とその時期

3.1 発災時の初動対応と共有が必要な情報内容



…支援・受援の対象業務

発災直後(1~2日目) 概ね3日目以降

伝達が必要な情報

- ・被害状況 (被害の有無・大きさ)
- ・処理体制状況
- ・収集運搬体制状況

- ・左記の更新情報
- ・片付けごみ、仮置場の状況
- ・支援の要望

出典: 支援・受援マッチング
マニュアル(令和5年3月
環境省近畿地方環境事
務所)に一部加筆

3. 必要な情報とその時期

3.2 情報伝達の流れ

〈情報伝達様式の送付・回答の流れ〉

- ・ 様式は回答する市町村等の負担を踏まえ、P10、P11の内容を送付する。
- ・ 近畿地方に下記が発生した場合は、近畿地方環境事務所から府県宛へ、様式を発信する。

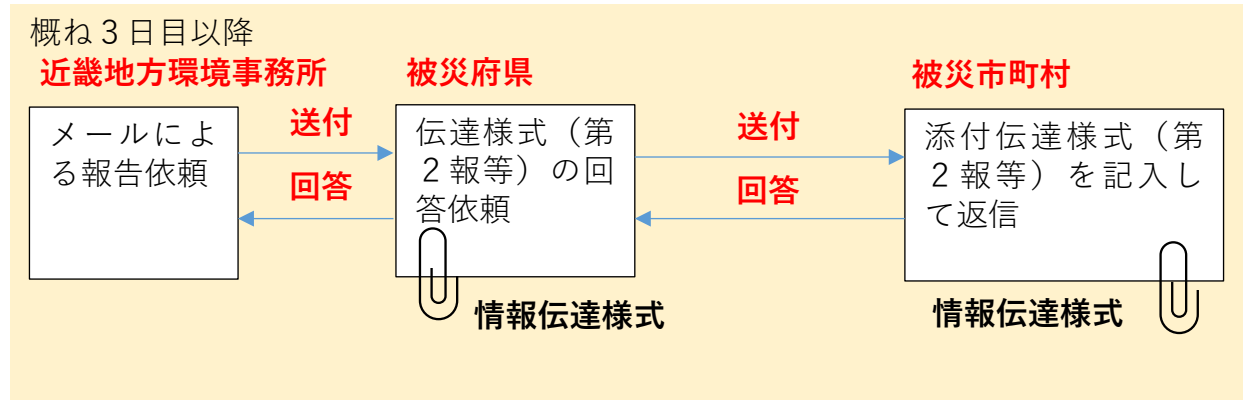
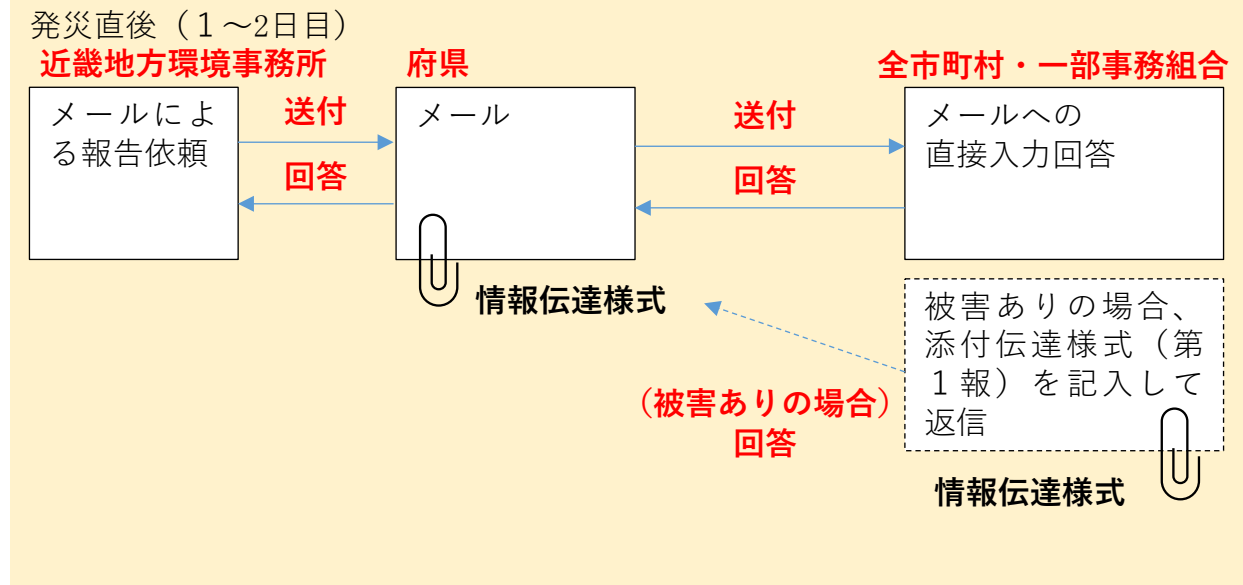
▼地震災害

近畿地方で、震度5弱以上を観測した場合

▼風水害

市町村が緊急安全確保（警戒レベル5）を発表した場合（参考P12）

※被害の状況に応じて、当該基準以外でも様式を発信することがある。



3. 必要な情報とその時期

3.3 発災時のメール：被害状況等の確認メール（事例）

1) タイトル案

【●月●日●時までにご返信】

○年○月○日（～○年○月○日）に発生した（災害名）による被災状況の確認について

2) メール文案例

市町村・一部事務組合 災害廃棄物処理担当部局
ご担当者様

ごみ処理施設の被災状況や災害廃棄物関連の状況について、
《○月○日（曜日）○時まで》に○○府県○○課 担当 ○○までに本メールへの直接入力による返信で、回答報告をお願いいたします。

※**全容把握のため、被害がない場合もご返信ください。**

※一部事務組合さまと構成市町村さま、それぞれからご回答いただく形で構いません。

※ご回答結果は、環境省近畿地方環境事務所とも共有させていただく予定です。

3. 必要な情報とその時期

3.3 発災時のメール：被害状況等の確認メール（事例）

■ 処理施設・収集運搬体制・市町村内の家屋被害・避難状況報告依頼

1. 被害状況として、下記①②のうち、該当する番号の項目を残してください。

①被害なし ⇒ご回答は以上です。2以降の内容を削除してご返信ください。

②被害あり ⇒被害の内容を確認するため、2《市町村・組合対象》、3《市町村対象》の質問にご回答ください。

※被害が少ない場合でも、支援の必要性を判断するため、被害ありとしてご回答ください。

2. 《市町村・組合対象》現時点でわかる範囲で、被害の概要を添付の情報伝達様式(エクセル)にてご回答ください。

3. 《市町村対象》他市町村等からの生活ごみ(し尿等を含む)及び災害ごみの収集運搬、処理の支援の要否として、下記①～③のうち、該当する番号の項目を残してください。現時点での見込みで構いません。

※支援が「必要」「必要になる可能性あり」の場合には、別途当課よりご連絡させていただき、早期の課題解決に向けて、具体的な支援内容等をお伺いさせていただく予定です。

①支援は不要

②支援が必要になる可能性がある

③支援が必要

3. 必要な情報とその時期

参考：段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

5段階の警戒レベルと防災気象情報

気象状況	気象庁等の情報	市町村の対応	住民がとるべき行動	警戒レベル	
災害の切迫・発生	河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮 レベル5 特別警報	キキクル 災害切迫	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	命の危険 直ちに安全確保! ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。 ・いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	5
<警戒レベル4までに必ず避難!>					
2時間～0時間程度前	レベル4 危険警報	危険	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	4
数時間～3時間程度前	レベル3 警報	警戒	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	3
半日～数時間前	レベル2 注意報	注意	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	2
数日～約1日前	早期注意情報 (警報級の可能性)		・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	災害への心構えを高める	1

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成